令和８年第３回定例会
決算特別委員会資料第３号
財　　政　　課

固定資産台帳の誤りと修正について

令和７年第３回定例会決算特別委員会後に、財政課で作成している固定資産台帳の全ての資産について登録内容の確認を行いました。確認の結果、複数の誤りが判明し修正を行いましたので、その内容を報告します。なお、誤りは全て固定資産台帳を初めて作成（平成 27 年度に平成 26 年度分固定資産台帳を作成）した時点で発生した誤りとなります。また、令和７年度の一般会計等の財務書類は、今回の固定資産台帳の修正を反映した上で作成しています。

１　修正内容について

固定資産台帳は庁内の各台帳や決算額を転記する等して作成しましたが、次の誤りが判明したため修正を行いました（全て固定資産台帳を初めて作成した時点での誤り）。

	内容	件数	金額
1	資産や取得価額を重複して転記していたため修正	39 件	▲約 44 億円
2	取得価額について桁誤りがあったため修正	7 件	▲約 272 億円
3	転記時に取得価額について 319 件の行ずれがあり、そのうちの 24 件を行ずれしたまま除却したことによる修正	295 件	▲58 億円
4	転記漏れしていたため追加で転記	85 件	＋約 59 億円
5	取得価額について転記誤りがあったため修正	53 件	＋約 23 億円
	合計	479 件	▲約 292 億円

この修正による貸借対照表への影響額は次のとおりです。

貸借対照表科目	影響額
土地（事業用資産）	▲約 105 億円
土地（インフラ資産）	▲約 187 億円
合計	▲約 292 億円

２　原因について

国の方針により、平成 27 年度までに固定資産台帳の整備を行うことが求められていました。本市は、事業者への業務委託を行い、平成 27 年度に平成 26 年度分の固定資産台帳を作成しています。短い時間の中で膨大な作業を行う必要があり、固定資産台帳への理解や確認作業等が不十分となってしまったことにより、以下が生じたことが大きな要因であると考えられます。

（１） 他台帳から同一の資産を転記している事に気が付かず重複して転記を行ってしま

った。

（２） 取得価額を転記する際に行ずれが生じ、異なる資産の取得価額として登録してしまった。

（３） 他台帳から転記するべき資産を全て転記せずに、登録漏れが生じてしまった。

（４） 各資産の取得価額として登録するべき決算額の確認不足や転記誤りが生じてしまった。

３　再発防止について

過去分の固定資産台帳の確認は完了しているため、今後は、台帳の更新の際に以下の再発防止策を徹底します。

（１） 資産管理課に変更内容の照会等を行う際、台帳への登録ルールの周知徹底や、ケアレスミスや見落とし等が無いか改めて注意喚起を行います。

（２） 資産の転記を行う際は、資産管理課及び公会計推進担当内で重複・転記誤り・転記漏れについてダブルチェックを行い、ケアレスミスを防止します。

（３） 資産管理課から回答された資産（土地）の取得価額等について、支出伝票等により決算額との照合を行い、桁誤りや転記誤りを防止します。

（４） 新規で登録する取得価額等について、平米当たりの単価を算出して異常値がないか確認を行い、桁誤りを防止します。